

令和6年度ヤード環境対策検討会（第3回）議事概要

1. 日 時 令和7年1月15日（水）10:00-12:00

2. 場 所 オンライン会議

3. 出席者

○委員（◎座長）

寺園 淳（◎） 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域／上級主席研究員

大塚 直（欠席） 早稲田大学大学院法務研究科／教授

肴倉 宏史 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域（試験評価・適正管理研究室）／室長（研究）

白鳥 寿一 東北大学大学院環境科学研究科先進社会環境学専攻／教授

鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所／弁護士

高岡 昌輝 京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻／教授

○事務局

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

○オブザーバー（事業者団体）

- ・ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会
- ・ 日本鋳業協会 鉛亜鉛需要開発センター
- ・ 一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会
- ・ 非鉄金属リサイクル全国連合会
- ・ 一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会
- ・ 一般社団法人電池サプライチェーン協議会

○オブザーバー（省庁）

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
- ・ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
- ・ 経済産業省 GXグループ 資源循環経済課
- ・ 経済産業省 製造産業局 金属課
- ・ 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
- ・ 警察庁 生活安全局 生活安全企画課
- ・ 警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官
- ・ 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 国際捜査管理官

4. 議事次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1)「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査の結果
 - (2)ヤード環境対策における取組の基本的方向性
- 3 閉会

5. 配布資料

- 資料1：「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査の結果
- 資料2：「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査の結果
(まとめ)
- 資料3：ヤード環境対策に関する取組の基本的方向性

6. 議事概要

1 開会

事務局の浅利課長補佐から大塚委員の欠席を伝えた。

2 議事

(1)「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査の結果

事務局の浅利課長補佐から資料1及び資料2を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

寺園委員

私から全体的な話させていただきたい。まず用語について、資料1の3ページに示している再生資源物は有害使用済機器を外したもので、この図で示しているとおり、有害使用済機器については、一番右側にあります。再生資源物の中身は、金属スクラップや雑品スクラップと呼称しています。2017年の廃棄物処理法改正時に雑品スクラップという問題を取り上げて議論をしていた経緯があり、用語の定義が難しい中、当時は(狭義の雑品スクラップという意味で)有害使用済機器という用語を作って、その中で範囲を決めていかなければいけないということで、家電4品目と小電家電28品目が決まった訳です。しかし、雑品スクラップという用語は、ここで言うと、(法改正時の趣旨とは異なり)有害使用済機器を除いたものになっていて、金属とプラスチック等の混合物・破砕物と記載されています。これは金属スクラップとかなり類似した物もありますし、事業者や自治体の方は、明確に区別をしていない場合もあるかとは思いますが、調査時には、このような図を用いて、別物としてカウントするよう調査をされたと伺っています。また、結果について回答率が100%である点は、非常に素晴らしいと思いますが、内容については、例えば輸出先まで本当に分かるのか、仕入元がどこまで具体的に分か

っているのか、あくまで自治体の把握又は理解された範囲のことだと理解をしています。届出制度の問題点については、私自身、以前の法律の改正時に関わっていましたが、排除ができないという点が許可制度との大きな違いかと感じました。現在の法律を見直してみますと、届出されたものに対して受理しないことは、形式的な要因以外では難しいということで、少し規制強化する趣旨で許可制導入意見が出ていると思いました。

鈴木委員

資料1の表3.7で、現行の有害使用済機器保管等届出制度について、不十分だと思われると回答した自治体の意見が出ています。その中で「許可制ではなく届出制であること」という回答内容について、私が現場を見ている感覚からすると、許可制でなく届出制であることが問題だと回答した中には、やはり届出制だと本来届け出られるべきヤードが届け出られていないことがこの回答に含意されているのではないかと思います。そのような解釈が適切かどうかについて聞かせていただければと思います。

環境省：山田課長補佐（総括）

おっしゃるとおり、2つの意見がありまして、まずはハードルを下げることによって、ヤード事業者の状況を網羅的に把握できるという意見がある一方で、届出しなくても問題ないと考えてしまう事業者、いわゆるペナルティの観点から行政手続上の拘束力が弱いといった意見もあります。

寺園委員

今の点に関連しまして、個人的には届出制のメリットはまだあると考えている立場でいます。届出をされたところのみでなく、有害使用済機器の疑いのあるもののほか、処分をしている場合も都道府県は立入検査権限を有していますので、疑いがある事業者に、臆することなく立ち入ることはできると理解しています。その上で、措置命令、改善命令、報告徴収等ができると法律上は規定されていますが、それでもまだ対応しにくい現状があると理解しています。

高岡委員

いわゆる再生資源物の規制条例がある自治体数は12であると今回のアンケートの結果で出ています。今回のアンケート結果は非常に貴重で、多くの自治体が、ヤード問題を把握していて、さらには、いくつかの自治体では流通経路もある程度同定しています。また、支障の発生度合いも確認されていますが、自治体はどのような権限でこのような情報を把握しているのかお尋ねしたいです。

環境省：山田課長補佐（総括）

条例を制定していない自治体はヤードの把握が難しいとは思いますが、すでに条例を導入された自治体からのヒアリングでは、実際に自治体担当者がその管轄内を移動して、目視等でヤード数をカウントされたと聴いています。その上で、そういった事実の積み重ねで条例を制定したと聴いています。したがって、1件1件、申告されたというよりも、おそらく職員が見回りをして状況を把握されたと認識しています。

高岡委員

今回のアンケート中で流通経路の同定や支障発生の確認について、条例を制定している自治体と制定していない自治体で分けることは可能でしょうか。

環境省：山田課長補佐（総括）

分けることは可能です。資料1の表1.3で、129の自治体のうち、82の自治体が「把握している、若しくは部分的に把握している」というところでありまして、残りの47の自治体が把握していないということです。条例制定の自治体数は12で、12の自治体は当然にヤードの状況を把握しており、残りの70の自治体は条例を制定していなくても把握している結果となっています。どの自治体がどのように回答したかは手元に資料がありますので、区別することは可能です。

高岡委員

寺園委員の説明にもありましたが、今でも疑い物であれば、ある種、立入調査ができるので、簡単に言えばその権限を利用されているのか、それとも別の権限を根拠に立入しているのか、自治体の回答に対する経緯が少しでも分かれば良いかと思いました。

寺園委員

少し補足させていただきますと、先ほど疑い物も含まれると申し上げましたけれど、届出義務違反や報告徴収に関する不報告に対しても、立入検査ができます。届出の内容として、事業計画の概要があって、どういうものを取り扱っているのか、受入先の事業者や持ち出し予定先といったものも含まれています。あまり詳しく書かれていなかったり、予定が変わったりすることがあるので、実際には難しいかもしれませんが、今の法律の建て付けでも、そのような対応はできることになっています。ただ、そのペナルティが30万円以下の罰金であったりして、抑止力が弱いことがあるかと思っています。

白鳥委員

トレーサビリティのところですが、輸出先として中国などが挙がっていますが、その情報のレベルがどの程度なのか気になりました。予定としてだけの情報もあるので、一度、事業者から報告を受けた後に、後追い調査をしているのか、ある程度の情報のメンテナンスをしているのか気になりました。それから、8ページの再生資源物の流通経路の調査結果ですが、仕入元業者で一番多い回答が「個人・一般家庭」になっています。これは、いわゆる持ってきた案件の数なのか、例えば不燃物を自治体に出したくない住民が持って行くということが多いのか気になりました。一番多い回答が「個人・一般家庭」ということが、このアンケートを確認した時に一番驚いたところです。

環境省：浅利課長補佐

実際にどのように事業者が回答したのか、どのような経緯で流通経路の詳細や輸出先が中国であると回答したのか、このアンケート結果からは把握できないことになります。ただし、調査業者を通じて確認した中では、自治体職員の中には、事業者の方と廃棄物処理法以外の事項についても相談を受けることがあり、例えば、経営に関する相談を受

けていく中で、取引先の情報等も把握していると聴いています。

環境省：山田課長補佐（総括）

有害使用済機器の届出のメンテナンスについては、どの程度の頻度で届出対象事業者に、立入りをしているのか、把握していない実情があります。仕入元事業者の情報については、自治体の回答数を集計しており、複数回答もあります。したがって、「個人・一般家庭」の回答自治体数について、管内に1件でも該当があれば、回答数としてカウントされることとなりますので、これは単純に「個人・一般家庭」から仕入れるヤードが多いことにはならないと認識しています。

鈴木委員

表 3.11 に関して、私が実務でヤード問題に対応する時に、再生資源物だということでヤードに置かれている場合があります。このような場合、市況の状況や排出の状況等の要素から廃棄物の総合判断説に基づき、ある程度廃棄物認定できる状態になった時に、自治体は、廃棄物処理法に基づいて行政処分が可能になってくると認識しています。しかし、行政処分的手段はあるけれども、行為者自身を特定できない場合も多く、表 3.11 の「③事業者の実態を把握し、事業者を指導するため（外国人含む）」という回答のとおりに、外国籍の方も含まれることもあって、行為者自身を特定すること自体が困難な事態に直面しています。その際、土地所有者の協力を得て何らかの対応をすることができるのではないかなと思うかもしれませんが、必ずしも土地所有者又は土地占有者自身から十分な協力が得られないことも多く、自治体が非常に苦慮されている状況が見受けられます。つまり、行為者の実態把握、行為者特定がそもそも難しいという現状がヤードにはあるかと思います。適切に再生資源物を保管しているヤードがある一方、廃棄物との境界線の中で運営しているヤードもあります。境界線上のヤードで、生活環境保全上の支障が生じている場合、廃棄物かどうかを認定する中で対応しようと試みますが、その際に行為者を特定できないという問題や所有者らの協力が必ずしも得られない問題に直面しています。表 3.11 の③の回答には、以上の状況が現れているのではないかと思います。このアンケート結果は行為者特定の困難さも表しているのではないかと思います。

環境省：山田課長補佐（総括）

御指摘のとおり、不法投棄なのか、それとも保管しているのか、廃棄物かどうかも含めて、自治体も行政執行の中で、判断に苦慮する部分があると認識しています。その部分のツールとして、有害使用済機器保管等届出制度を入口に廃棄物の規制に入っていく運用がされていたり、有害使用済機器が保管されれば、届出を徹底させるという運用がされていると思います。こういった実務の中での難しさがあると感じています。有害使用済機器の届出のメンテナンスについては、どの頻度で届出対象事業者に立入りをしているのか、把握していない実情があります。

寺園委員

行為者や所有者、作業者との連絡が難しいと私も聞いたことはありますが、条例が制定された自治体では、連絡が取れる人を申告するようにしていたと思います。有害使用済機器の届出内容としては、氏名、名称、住所を届け出ることになっており、会社が遠方にある場合には、主たる事務所、いわゆる本社等の連絡先を渡すことになっていますが、先ほど申し上げた条例に比べると、現場で確実に連絡を取れる者を申告させていないかもしれないと思いました。後は、更新の頻度について、変更がない限り更新の届出をすることにはなっていない可能性があるのですが、確認しておいていただければと思います。資料1、資料2のまとめをさせていただきますと、2017年の廃棄物処理法改正で、廃棄物処理法と称しながら、廃棄物より踏み込んだいわゆる再生資源物の1つとして、雑品スクラップ問題をベースに、有害使用済機器というカテゴリを作って、保管と処分の基準を作り、届出制を導入して、都道府県がヤード業者を監視できるようになったと思います。結果として、監視ができていない自治体とそうでない自治体があり、特に関東地方ではその問題が顕在化して、条例を制定している自治体も出てきています。国にその対応を求められているところが、半分以上あるとアンケートの調査結果から判明したと認識しています。規制対象について、見方が変わる部分もありますので、これからの対策を考える上で、落とし所を見いだすことは簡単ではないかもしれません。

(2) ヤード環境対策における取組の基本的方向性

事務局の浅利課長補佐から資料3を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

寺園委員

私から2点、申し上げます。

1点目は、用語の問題があるかと思っていまして、例えば、資料3のスライド4で、「有害性等の生活環境保全上の観点から規制」というところがあります。方向性としては、私個人も良いと思います。「生活環境保全上の観点から」や「生活環境保全上の支障又はそのおそれ」という表現が廃棄物処理法等によく規定されていますが、事前に関係法令を確認しました。環境基本法では、その目的が環境の保全と規定されており、その中身として地球環境保全と公害防止があり、1993年、従来の公害対策基本法に地球環境保全の観点が加わり、現在の環境基本法になったと理解しています。いまだに公害という言葉がこの法に残っていて、その中に「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」という規定があります。したがって、環境基本法では、公害の中で人の健康又は生活環境に係る被害を明示していることになります。廃棄物処理法の目的は、第一条で「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」と規定されており、条文で生活環境の保全という用語がよく規定されていますが、特別管理廃棄物に関連すると有害性の観点が

出てくるので、健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものと関連しています。「生活環境の保全」は、環境基本法と廃棄物処理法の両方で規定されており、大気、水質、騒音、振動等で生活環境の保全に支障がある物に対しては、生活環境保全の観点から規制ができるのですが、有害性の観点になると、人の健康に焦点が当たると思います。目的としては、人の健康と生活環境の保全、もちろん公衆衛生の向上もありますが、廃棄物処理法では、人の健康又は生活環境の保全という言葉が何度も規定されていますので、有害性の部分については、生活環境の保全上の支障にもなりますが、人の健康の観点を第一に焦点を当てても良いのではないかと思います。

2点目は、資料3のスライド3で、自治体の意見を3分類していて、1番目は規制に積極的な姿勢で、3番目は新たな法規制となっています。この3番目に関連しますが、そもそも廃棄物処理法は廃棄物を対象に規制していて、有害使用済機器が、本来は外出しされて、廃棄物の外に分類されていた物ですが、廃棄物処理法の枠内で対応することになった経緯があります。今回、有害使用済機器だけの規制では自治体での対応が難しいということで、有害使用済機器の対象を広げたり、届出制を許可制に変えたり、様々な施策を検討し、カバーできるかどうかという議論かと思います。この3番目の意見で廃棄物処理法とは異なる法律、また、新たな法律による環境対策という意見まで出てくると、廃棄物処理法が有価性の低い物だけを規制対象として制度運用をしていくと様々な問題が生じてくるということで、私も資源循環促進のための別の法体系という観点があっても良いと思っています。一方で、この検討会ではそこまで具体的な議論ができないかもしれないので、要素として、どのような枠組が必要かということでパッチワーク的な議論を進めていると感じています。ボトムアップで現場からの様々な意見は、とても参考になるものが多く、それらを政策に反映して、どのような論点があって、現行制度を変えていけば良いか、規制の方向性は色々とあるかと思います。環境省から現時点の見直しの取りまとめを示していると認識しています。

白鳥委員

「1. 現行の届出制度が十分に機能しているか。」については、届出制の枠組で規制を強化することは、私も賛成です。ヤードで扱う物の全てを廃棄物処理法で規制することには大変かと思いますが、有害・危険性に関連する分類については、今後、様々な検討をしていく必要があると思います。現状、有害性の低い物は、雑品スクラップと同等の扱いと記載されていますが、この基準がないと考えています。したがって、基本的には処理をしてはいけないし、適切に分別して次の行き先に運ぶために保管することが基本であるので、まずそれを念頭に置いていただきたい。規制の「入口」に関して、アンケートでも自治体から意見が出ており、届出制であると業への参入が簡単であるから問題だと思っています。届出制であっても入口規制を強化した方が良いと思います。例えば、外国人は日本で生活していないので、法規制や慣習を理解していないことがあります。したがって、資格審査や従業員教育、管理者の設置等、実行すべき様々な追加の施策が

あると考えています。また、土地を借りて事業を始めようと計画する人が、土地を借りる際に土壤汚染対策法を考慮して現状復帰義務を届出の条件に記載させる方法もあるかと思います。それから、警察と連携し、監視カメラを設置することや、自治体からの立入要求に拒否しないと記載させた宣誓書を提出してもらうことも1つの案かと思います。行政が一番困ることは、外国人等が土地を借りて、廃棄物としかみなされないものを積み上げたまま、失踪してしまうことだと思います。そうすると、行政代執行につながってしまうので、とにかく追跡できること、現状復帰義務の制度があると良いかと思っています。

「2. 有害使用済機器の範囲は十分か。」については、定義の問題だと思います。例えば国連がE-waste Monitorとして、3年おきくらいで公表しています。日本ではカウントしていないPV (Photovoltaic: 太陽光発電) がE-wasteの2割程度になるかもしれないと昨年のもので公表されていました。このような枠組は国際的に移動するものなので、日本だけのルールを設けることは好ましくなく、包括的な規制をかける点については賛成です。その中で、将来的には我が国の規制に強度を付けていくのですが、可能であればこのような国際的枠組と連携していく、又はそのまま引用しても良いかと思っています。

「3. 廃鉛蓄電池等の解体に伴う生活環境保全上の配慮は十分か。」については、環境省の考え方に反対で、そもそも解体や精錬をヤードで行ってはいけないと考えています。いわゆる保管場である限り、処理をしてはいけないと思います。したがって、環境省の見直しの方向性で進めると、廃棄物処理法のような規制になってしまい、(ヤードに対しては) 厳しいかと思っています。廃鉛蓄電池は国内にリサイクルできるインフラがあるので、ヤードに入ったとしても適切に分別や保管をしてもらい、そこへ回していくことが基本だと思います。なぜかと言えば、鉛等の金属を精錬する際には、ヒュームや様々な元素が飛散しますし、労働安全衛生上も大きな問題です。もし、ヤードにおける鉛の処理基準等を定めてしまうと、様々な問題が生じると思います。やはり保管のみ許容し、処理をさせないことが一番だと思います。

「4. 不適正輸出を防ぐ仕組みとして更なる検討が必要か。」については、ヨーロッパでは電池規則が制定されていて、廃鉛蓄電池も廃リチウムイオン電池も、もう一度、電池の材料として再利用するべき割合が規定されています。その規定の中で、不適正事業場を経由して、処理が行われた材料は登録できないことになってくると思います。したがって、二次原料として公式に使用できないことが起こると思います。例えば、トレーサビリティが取れていなくて、収集や処理をされた物が、次の行き先で適切な処理がされていない状況が起こっても、登録できなくなります。資源循環として、ヤードでの処理要件を検討するのではなく、適切に保管して、適正なルートに流す制度を進めていただきたいと考えています。国はこのような適正処理のルートを国際的に示せるようにしなくてはならないと思います。

環境省：山田課長補佐（総括）

1点目と3点目の論点について、現状の有害使用済機器は、廃棄物処理法で、その保管と処分についての基準が規定されており、他の物品の処分も含めて、広く検討していく必要があると考えています。適正なルートに流していくという御指摘については、その適正なルートが、例えば鉛で言いますと、鉛精錬所が現状、適切なルートだと認識していますが、そこ以外の場所との違いをどのように確認していくのか、考えていかななくてはならないかと思っています。

寺園委員

有害使用済機器には保管基準だけではなく、処分基準もあり、これは、廃棄物処理法改正当時も悩ましかったことですが、適切なりサイクルよりも、その分別や解体等の非常に簡易な作業を想定していたと理解しています。基準の規定については、様々な方法をリストアップして、基準を選定していったのではなく、床面については地下に浸透しないようすることや排水対策を設けること、フェンスを設置すること等の保管に付随するような規定で、リサイクルや精錬を含むような活動を想定したものでないと認識しています。鉛蓄電池は有害使用済機器ではないので、処分基準はありませんが、ヤードで処理させない方向性も私は良いと思います。むしろ、分別や選別をするだけであれば許容できますが、簡易な設備しかない事業場で破碎や溶融等の作業をさせるのではなく、設備の整った事業場で処理させることも1つのポイントかと思いました。循環産業全体に対して、廃棄物処理法の規制を拡大して対応すると、大きな改正になり難しい点もあるかと思うので、「精錬等は含まない」と規定し、適切な事業場に持っていくようにすることも一案だと思いました。

高岡委員

3点目の論点について、保管のみでなく処分も扱うとなると、非常に大変なことになるかと思っています。特別管理産業廃棄物並みの物は、別の観点で規制する必要があると思います。

それから2点目の論点の②の部分で、「地域の実情に応じた規制」とは、どのようなことを想定されているのでしょうか。条例が制定されている自治体と制定されていない自治体があるとはいえ、多くの自治体が国による一律の基準を求めているので、柔軟な制度設計は、聞こえは良いのですが、どのようなことを考えているのかお尋ねしたい。

環境省：山田課長補佐（総括）

条例では、すでに規定されている自治体もありますが、対象品目として、例えば、「金属を含む物」や「プラスチック含む物」、「ガラスやがれきのような物」まで、機器に限定しない、有害使用済機器を構成しているような素材に着目した形での包括的な規制を意図しています。ある程度、その素材に着目した形で、包括的に規定する趣旨で記載しています。さらに、より規制範囲を広げていく必要性が地域によってあれば、地域の実情に応じて追加規定していくこともあるかと思っています。もちろん、その品目だけが

論点ではありませんが、現状の条例を勘案するとそのような可能性もあるではないかと考えています。

鈴木委員

見直しの方向性については、異存はないのですが、検討すべきは、具体的にどのように規制に落とししていくことになるかだと思います。3種類のカテゴリーを設ける方向性が示されており、そのカテゴリーを区別する基準は、生活環境への有害性であるということだと思います。生活環境については、一般に、環境基本法第2条第3項に基づき、人の健康も当然含まれるという前提の下に常識的な意味で理解される生活環境、及び人の生活に密接な関係のある財産又は動植物とその生育環境が生活環境であると定義されています。見直しの方向性は、それに対する有害性の程度によって、カテゴリーを分けるロジックかだと思います。人の健康は当然、現行解釈でも含んだ上で、どこまでが生活環境かということについては、環境基本法に基づいて法解釈している訳ですけども、そこをより明確にして、有害性の程度でのカテゴリー分けに応じて、具体的にどこまでどのように規制対象にしていくのか、カテゴリーに応じた規制内容が課題になるかと思っています。いずれにしても、有害性が判断基準なので生活環境についての解釈を整理しておく必要があると思います。

寺園委員

欠席の大塚委員の意見を代読させていただきます。資料3のスライド7について、再生資源物の規制対象について、機器のみに限定しない包括規制とすることに賛成です。2017年法改正の際にもこのような方向性での強い主張がありました。一方で、条例によって規制対象物品の指定を認めることは良いかもしれないですが、地域ごとに不統一になってしまって、何のための法律なのか分からなくなってしまいます。有用性はあると思いますが、あまり多用しない方が良いとも考えられます。スライド10について、有害性の高い機器について特別管理産業廃棄物並みの扱いをすることに賛成です。全体に対して2点あります。1点目は、人口減少社会となり、外国人労働者が増えてくると、従来のような精密な行政指導をするための人員はいなくなり、また、外国人労働者の多くは、自主的取組と指導に慣れていないので、行政指導の効果が乏しい状況になることに注意をして欲しい。むしろ罰則付きの規制の方が効果を発揮すると考えられます。2点目は、許可制等の規制を導入しようとする時、必ず雑品スクラップは有価であるという反対意見が生じると思われますが、これに対しては総合判断説に従って、取引価値だけではなく、性状、特に有害性に着目した場合、有害性の高い機器については、廃棄物に当たると説明することも可能であると思われます。立法で対処することはもちろん必要であるけれども、説明としては総合判断説の範囲内での立法であることを指摘しておくことが重要だということです。以上が大塚委員の御意見です。

地域の実情の観点で、届出制と許可制を変えるということは、混乱を招くだけですので、規制対象を変えることはあるかとは思っています。この点は、自治体の意見でも3つに

分かれていて、積極的規制の自治体とそうでもない自治体、また、別の観点での規制ということで意見が分かれていた点を示していたことは、環境省としての配慮なのかと思いました。まずは最低限、規制強化の方向で許可制も含めて規制範囲を拡大していく時に無理が生じることを考えていかなくてもならないと思っています。廃棄物処理法で規制できる範囲を現状の枠組とするのか、拡大するのか、大幅に改正するのか、様々な方向性があると思います。地域のことを考えた場合、建築基準法や都市計画法で、再生資源物を扱っているようなリサイクル業者の立地ということが、都市計画審議会等で決められる場合もあります。住宅地域で業の規制をかけることができる法律もあり、どのような規制をかけていくことが適切か、環境省には落とし所を考えていただくとして、廃棄物処理法以外にも、関連する法律での規制があることを示したいと思っています。

3 閉会

事務局の浅利課長補佐から円滑な議事の進行に感謝を申し上げた。